

## 令和5年度大阪府サービス管理責任者等実践研修 募集要項

本研修は、社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団が、大阪府からの指定を受け（指定番号3）厚生労働省の定めた「サービス管理責任者研修事業実施要綱」及び大阪府の定めた「大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領」に基づいて実施するものです。

### 1. 目的

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下、サービス管理責任者等という。）の養成を図ることを目的とする。

### 2. 受講対象者

#### 【前期日程】

サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修（2日課程もしくは5日課程・7日課程）修了以降、研修開始日前（令和5年11月5日時点）に相談支援業務又は直接支援業務の実務経験を6ヶ月以上又は2年以上満たしているもの

#### 【後期日程】

サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修（2日課程もしくは5日課程・7日課程）修了以降、研修開始日前（令和6年2月25日時点）に相談支援業務又は直接支援業務の実務経験を6ヶ月以上又は2年以上満たしているもの

#### 「サービス管理責任者等に関する告示の改正について」（令和5年6月30日付け国通知）

申込時点においてサービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修（2日課程もしくは5日課程・7日課程）を修了しており、以下の①～③の要件をすべて満たしている場合は、サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修修了後、研修開始日前までの実務経験を6ヶ月以上とすることができます。

- ①基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。
- ②障がい福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。
- ③上記業務に従事することについて、各指定担当部局に届出を行う。

※届出の写しを提出できない場合や不備がある場合は申込みを受理できませんのでご注意ください。  
8月31日までに届出の写しを添付できない場合は、申込みを完了した後9月8日必着で届出の写しをご提出ください。

※上記に満たない場合は、申込を受理できませんのでご注意ください。

ここで1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際の業務に従事した日数が180日以上あることをいいます。

※「サービス管理責任者等に関する告示の改正について」は、大阪府地域生活支援課（TEL：06-6944-6671）にお問合せください。

**【注意】経過措置によるみなし配置について**

サービス管理責任者等としての実務経験を満たしており、令和元年度から令和3年度末までにサービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修2日課程（もしくは5日課程・7日課程）を修了し、現在サービス管理責任者等として従事（みなし配置）している方は、両方の研修を修了した日から3年が経過するまでに実践研修を修了しなければ、みなし配置終了後、実践研修を受講するまでの間はサービス管理責任者等として従事することができません。

サービス管理責任者等研修制度については、大阪府ホームページ「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修について」(<https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/shogai-chiki/sabikankensyu.html>) をご確認ください。

※平成31年3月31日までに「サービス管理責任者等研修」及び「相談支援従事者初任者研修（1日課程、2日課程もしくは5日課程）」を修了しサービス管理責任者等としての従事要件を満たされた方は、当該研修を受講する必要はありません。（ただし、令和5年度末までに更新研修の受講が必要です。）

《研修プログラムの演習について》

演習では受講者自身が関わっている**実事例**を用いて、演習を行います。申込の際には**実事例を提出（実事例を準備）**できることが前提です。

※実事例ならびに事前課題が提出できない場合、以降の研修を受講できず修了とみなせませんのでご了承ください。

**3. 指定研修事業者**

各指定研修事業者の募集期間及び研修期間は以下のとおりです。

事業者名	大阪府社会福祉事業団 (指定番号1)	大阪府障害者福祉事業団 (指定番号3)
募集期間	令和5年4月12日から 令和5年4月27日 ※募集は終了しました。	前期・後期共通 令和5年8月16日～令和5年8月31日
研修期間	【前期】 令和5年6月23日から7月28日 【後期】 令和5年10月13日から10月27日 Web配信による講義4時間程度と演習2日間	【前期日程】 令和5年11月6日～12月22日 【後期日程】 令和6年2月26日～3月13日 Web配信による講義4時間程度と演習2日間

**4. 研修日時・場所**

- ・当研修は、下表のとおりの日時、場所、定員で開催します。
- ・全体講義は、講義映像をWeb配信します。視聴可能な端末及びインターネット環境をご準備ください。（ご準備できない場合は別途、研修事務局へご相談ください）
- ・Web配信方法等については、受講決定時にお送りする受講決定通知およびテキスト送付時にご案内します。
- ・講義映像視聴後、講義についてのレポートを作成してください。
- ・演習初日の受付時に事前課題と講義についてのレポートを提出していただきます。

※演習日程は事務局で決定し、受講決定通知にてお知らせします。（日程の指定はできません）

●いずれの日程であっても出席が可能であることを前提にお申込みください

## 【前期日程】

定員	定員 288 名 (各日程48名)						
1 日目	全体 講義	講義映像を Web 配信 A~F 日程共通 (配信期間) 前期：令和5年11月6日(月) 9時 ~ 10日(金) 17時(予定) [※期間中24時間配信]					
日程	A日程	B日程	C日程	D日程	E日程	F日程	
2 日目	講義・ 演習	令和5年 11月14日 (火)	令和5年 11月16日 (木)	令和5年 11月29日 (水)	令和5年 12月5日 (火)	令和5年 12月14日 (木)	令和5年 12月21日 (木)
3 日目	講義・ 演習	令和5年 11月15日 (水)	令和5年 11月17日 (金)	令和5年 11月30日 (木)	令和5年 12月6日 (水)	令和5年 12月15日 (金)	令和5年 12月22日 (金)
講義・演習時間は2日目9:15~17:30、3日目9:45~17:30を予定							

## 【後期日程】

定員	定員 144 名 (各日程48名)			
1 日目	全体 講義	講義映像を Web 配信 G ~ I 日程共通 (配信期間) 後期：令和6年2月26日(月) 9時 ~ 3月1日(金) 17時(予定) [※期間中24時間配信]		
日程	G日程	H日程	I日程	
2 日目	講義・ 演習	令和6年 3月5日(火)	令和6年 3月7日(木)	令和6年 3月12日(火)
3 日目	講義・ 演習	令和6年 3月6日(水)	令和6年 3月8日(金)	令和6年 3月13日(水)
講義・演習時間は2日目9:15~17:30、3日目9:45~17:30を予定				

**【場 所】** 演習会場：国際障害者交流センター(ビッグ・アイ)  
大阪府堺市南区茶山台 1-8-1 【泉北高速鉄道「泉ヶ丘駅」下車、南東方向約 200m】

**【研修場所は前期日程・後期日程共通】** (演習会場は変更する場合がありますのでご了承ください)

### 5. 受講費用 : 35,200 円 (税込)

- ・「振込先」、「振込方法」は受講決定通知書に同封して送付いたします。
  - ・納付済の受講料は、いかなる理由があっても返金できませんのでご注意ください。
  - ・領収証の発行はいたしません。金融機関の「お振込み控え」等をもって、領収証にかえさせていただきます。
- ※振込手数料は受講者負担にてお願いいたします。

## 6. 研修の修了及び修了証書の交付

- 修了証書交付については、以下の項目を全て満たす必要があります。
  - \*Web 配信による全体講義の視聴と視聴後のレポート提出（演習初日に持参）
  - \*事前課題の提出（演習初日に持参）
  - \*演習2日間の全項目を受講
- 演習当日、受講者本人であることを確認するために運転免許証等の本人確認ができるものをお持ちください。本人であることが確認できない場合は、修了証書を交付できない場合があります。

※10分以上の遅刻、早退、電話連絡等による途中退室があった場合や Web 配信による全体講義視聴後のレポート・事前課題の提出がない場合は研修修了とみなされません。

その他、受講態度が著しく不良（途中退席、居眠り、携帯電話・タブレット・スマートウォッチ等の通信機器全般の使用など）の場合、以後の研修受講を認められず、修了証書を交付できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※その他、お申し込み内容に虚偽が判明した場合は、修了証書交付後であっても、修了の取消し等の措置をとることがあります。

## 7. 申込み方法・受付について

① 「学則」「募集要項」「申込手順」を確認のうえ、別紙1「推薦書」を当法人HPよりプリントアウト

別紙1「推薦書」に必要事項を記入し、サービス管理責任者等として配置予定の事業所の公印を押印後 PDF・JPEG等にデータ化する（ファイル名は「申込者氏名 推薦」と変更してください）

（受講推薦が得られない場合は申込者氏名、生年月日、及び受講申込者署名欄のみ記入し、データ化）

② (1) 「サービス管理責任者等基礎研修」「相談支援従事者初任者研修（2日課程もしくは5日課程・7日課程）」の修了証書の写しを PDF・JPEG 等にデータ化（ファイル名を、それぞれ「申込者氏名 サビ児管」「申込者氏名 相談」と変更してください）

(2) 以下の書類の提出が必要な方は、それぞれデータ化してください

- 受講予定書等（ファイル名『申込者氏名 受講予定書』と変更してください）
- 大阪府サービス管理責任者等【実践研修】受講にかかる個別支援計画（原案）作成業務に関する届出書（ファイル名『申込者氏名 届出書』と変更してください）

③ 当法人 HP の「申込フォーム」に必要事項を入力の上、別紙 1「推薦書」・「サービス管理責任者等基礎研修」・「相談支援従事者初任者研修（2日課程もしくは5日課程・7日課程）」の修了証書の写しをデータ化したものを添付し、データを送信してください

（HP 掲載の「申込手順」をご参照ください）

※入力内容確認画面を控えとして、画面を保存または印刷してください

※添付していただいた別紙1「推薦書」は、受講決定者の方には演習初日の朝の受付時に、推薦書の原本を提出していただきますので、大切に保管してください

※申し込みが完了しましたら、自動返信メールが届きますので「@sfj-osaka.net」からのメール受信ができるよう設定をお願いします

※自動返信メールが届かない時は申し込みが完了していない場合がありますので事務局までご連絡ください

※記入・入力に不備があった場合、申込受付ができませんので、漏れのないように記入・入力してください

**受付締切日時：令和5年8月31日（木）16:30**  
～ 期日を過ぎた場合の受付は一切できません ～

※先着順ではございません

※ご提出いただいた書類について、返却いたしませんのであらかじめご了承ください

※申込フォームによる申込ができない方は、別途ご相談ください（11. 研修に関するお問い合わせ先参照）

## 8. 受講決定及び通知について

※受講決定の可否については、10月上旬に、申込者のご自宅の住所に郵送にてお知らせいたします

※10月12日（水）までに届かない場合のみ、研修事務局にお問合せください

※受講の可否に関しての電話やメールでのお問い合わせには、一切お答えできませんのでご了承ください

## 9. 受講者選考について

- 受講申込者が定員を超えた場合は、「大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領」により以下『※大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領の要領別紙2より抜粋』の優先順位に基づき、受講決定します。
- 受講者選考は、推薦のある受講申込者が事業所に配置（従事）される状況に基づき決定し、定員に余裕があれば個人でのお申込みの方を選考します。「申込フォーム」の「6.サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事している又は今後従事する予定の事業所について」と「7.事業開始及び受講申込者の配置について」は必ず配置（従事）予定の事業所に状況を確認の上、入力してください。
- 法人・事業所等代表者は「申込フォーム」の記載内容を確認の上、別紙1「推薦書」に記入し、法人（会社）または事業所印を押印のうえ、「申込フォーム」にデータを添付し提出してください。なお、配置予定の法人・事業所から推薦が得られない場合は個人でのお申込みとなります。推薦が得られない理由を入力してください。

※受講申込者が退職した場合、法人の推薦は取り下げとなり、個人申し込みの扱いとなります。

※大阪府内の事業所に配置予定の受講申込者を先に選考し、定員に余裕があれば他府県の事業所に配置予定の受講申込者を選考します。

※大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領の要領別紙2より抜粋

<p><b>① 【指定権者に受講予定書（これに類するものを含む）を提出し、受理されているもの】</b></p> <p>指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）に定めるやむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠けた事業所に配置される予定者であってサービス管理責任者等としての要件となる実務経験を満たしているもので、当該年度中に研修を修了しなければ人員基準の規定を満たせない者として指定権者に受講予定書等を提出し、受理されたもの</p>
<p><b>② 【現在経過措置適用期間中でみなし配置されている者で、当該回を修了しなければ、サービス管理責任者等として配置できず人員基準を満たせないもの】</b></p> <p>指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）に定める令和元年度から令和3年度に実務経験があり基礎研修を修了した者で、現在サービス管理責任者等として従事中であり、当該回を受講しなければサービス管理責任者等の要件を欠き、人員基準を満たせなくなるもの</p>
<p><b>③ 【当該回を修了しなければ、サビ管等として配置できず人員基準を満たせないもの】</b></p> <p>開設を予定している事業所又は既存の事業所にサービス管理責任者等として配置予定で人員基準の規定により配置が義務付けられている員数の範囲内の者で、当該回に研修を修了しなければ人員基準の規定を満たせないもの</p>
<p><b>④ 【サービス管理責任者等として配置予定の者のうち、人員基準内で配置予定が早いもの】</b></p> <p>開設を予定している事業所又は既存の事業所にサービス管理責任者等として配置予定で人員基準の規定により配置が義務付けられている員数の範囲内の者で、配置の予定年月が早いもの</p>
<p><b>⑤ 【交代要員】</b></p> <p>サービス管理責任者等の配置・交代が必要になった場合に備え、資格者を用意しようとする者</p>
<p><b>⑥ 【サービス管理責任者等基礎研修の修了日が早いもの】</b></p> <p>サービス管理責任者等基礎研修を修了した者で、修了日が早いもの</p>

## 10. 留意事項について

- 研修の形式の変更や日程変更・中止の可能性がありますので、その旨をご理解・ご了承のうえで、お申込みいただきますようお願い申し上げます。
- 変更情報は当法人のHP（<https://sfj-osaka.net/training/124252/>）に掲載いたしますので、ご確認願います。
- 換気の確保など新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じながら、研修を実施しています。

## 11. 研修に関するお問い合わせ先

社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団 「大阪府サービス管理責任者等 研修事務局」  
 電話：06-6718-7288  
 FAX：06-6718-7131  
 メール：[work-shop@sfj-osaka.net](mailto:work-shop@sfj-osaka.net)